

栃木県事業承継支援補助金 Q&A

令和4(2022)年5月30日

No.	Q	A
1	補助事業の採択は先着順ですか。	交付申請を受け付けた順に審査・採択を行います。なお、郵送による申請は事務局到着日の17:00受付として対応します。
2	事業の実施完了とは、具体的にどのような状態ですか。	委託先から成果品の納品を受け、委託経費の支払いを済ませた状態です。
3	「支援機関からの推薦書」とあるが、どのような形で推薦をもらえばいいですか。	提出された申請書類を支援機関が確認し、様式第1(別紙5)の推薦書を発行します。申請者は、この推薦書と申請書類を一式まとめて受付窓口である栃木県商工会議所連合会に提出してください。
4	様式第1(別紙1)の補助事業計画書にて新型コロナウイルス感染症による影響を記載することになるが、売上げの何%減などの要件はありますか。	影響を受けたことが当補助金の交付要件とはなりませんが、数値は求めません。自由記述で影響を記載してください。
5	株式交換手続きなどを行い、組織の再編を予定しています。補助の対象となりますか。	組織再編のための株式交換は補助の対象となりません。あくまで当補助金は現経営者から後継者への事業承継のための補助金となります。
6	持株会社は補助の対象となりますか。	補助の対象となりません。
7	法人が申請時に提出する「直近1期分の決算報告書等の写し」とは最低限何を提出すればよいですか。	損益計算書、貸借対照表が必要となります。(但し、不明な点があれば事務局から電話などで追加の提出確認をする場合もあります。)
8	いつからいつまでに実施した事業を補助の対象とすることはできますか。	令和4年4月1日から令和5年2月15日までに実施を完了した事業が補助の対象となります。
9	当補助金の交付申請に係る経費(申請書類の作成委託や各種証明書類の取得等)は補助の対象となりますか。	補助の対象となりません。
10	補助対象事業の株式や設備の相続税・贈与税の申告に伴う書類作成について、税務署への申告手続きも併せて委託した場合、補助の対象となりますか。	補助の対象となりません。補助の対象となるのは、申告に伴う書類の作成委託経費に限ります。

No.	Q	A
11	補助対象経費について、国の「事業承継・引継ぎ補助金」においても補助対象となっている経費がありますが、どのような違いがありますか。	基本的な考え方は国に基づいておりますが、補助率や補助上限額等が異なります。なお、同一の補助事業対象経費に対し、国の補助金と重複して受けることはできません。
12	交付決定後に補助事業の内容変更や中止をする場合、どのような手続きが必要ですか。	補助事業計画変更承認申請書（様式第3）又は補助事業計画中止（廃止）承認申請書（様式第4）の提出が必要となります。